

情報通信技術基盤（データプラットフォーム）を活用した  
地域における見守り活動及びデータ利活用に係る事業に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）及び日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、情報通信技術基盤（データプラットフォーム）を活用した地域における見守り活動及びデータ利活用に係る事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業について、必要な事項を定める。

（内容）

第2条 甲及び乙は、当事者間で連携を図り、本事業を実施する。

2 甲及び乙の役割は、以下のとおりとする。

（1）甲乙共同の役割

- ・ 車載式 BLE 検知器兼通信器の設置に係る調整

（2）甲の役割

- ・ 情報通信技術基盤（データプラットフォーム）の構築及び維持管理
- ・ 乙が所有する車両への車載式 BLE 検知器兼通信器の設置
- ・ 本事業の実施後の評価及び検証

（3）乙の役割

- ・ 地域における積極的な見守り活動への協力

（費用負担）

第3条 甲及び乙が前条に基づき行う本事業の実施に要する費用は、原則として甲が実費相当額を負担するものとする。

（本事業の期間）

第4条 本協定に関する本事業の期間は、令和5年 **1** 月**30**日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、甲乙協議の上、本事業の期間を延長することができる。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本事業の実施を通じて知り得た相手方の秘密情報を他人に漏らしてはならない。但し、秘密情報の開示については、相手方から事前に、書面による承認を得た場合は、この限りではない。

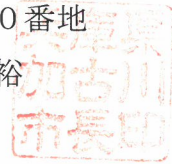
(その他の事項)

第6条 本協定に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、甲乙で協議し、合意の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 1 月30日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地  
加古川市長 岡田 康裕



乙 東京都千代田区大手町2-3-1  
日本郵便株式会社  
執行役員 砂山 直輝

